共済給付金申請書

弔慰金・見舞金・保険金＜会員個人からの申請＞

20　　年　　月　　日

会員番号

フリガナ

会員氏名

・個人からの申請の場合は、事業所印不要⇒証明書類必要

事業所名

●会員期間中に生じた事由に限ります。原則申請時に会員であることが必要です。但し、見舞金・保険金(※)は、この限りではない。
●全ての項目で、証明書等の書類が必要となりますので、必要書類(コピー)を添付してください。
●給付申請期間は、事由の発生した日の翌日から3年以内です。但し、給付項目・金額は事由発生時の規程に基づく給付となります。
●給付申請書は事由をまとめて提出が可能です。
※の共済金の請求には別途『保険金請求書(全労済提出用)』が必要です。詳しくはジョイフル中勢へお問合せください。

給付項目			該当欄に○印 ▼	給付金額(円)	内容	証明書等の必要書類（コピー）
弔慰金	配偶者の死亡（内縁を含む） 会員の配偶者が死亡したとき			30,000	死亡者氏名: 続柄: 死亡年月日: 20　年　月　日	・次の①②各1通が必要 ①死亡日が確認できるもの 例・死亡届(受理証明書含む)　・除票等 ②会員と死亡者との関係が確認できるもの 例・戸籍全部事項証明書　等
	子の死亡 （妊娠７か月以上の死産を含む）			30,000		
	親の死亡　（別居含む） 会員又はその配偶者の実母養母継母が死亡したとき			5,000		
見舞金※	傷病休業 会員が傷病で連続して休業したとき（土日祝含む）	14日以上　30日未満		10,000	傷病名: 休業期間: 20　年　月　日から 20　年　月　日まで 休業日数:　日間 （休日等を含む）	次の①②③各１通が必要 ①傷病名の確認できる書類 例・診断書・入院治療計画・全国健康保険協会か健康保険組合へ提出する傷病手当金申請書等 ・妊婦は「母性健康管理指導事項連絡カード」でもよい ②休業日数の確認できる書類 例・出勤簿等 ③全労済提出用「保険金請求書」＜3 枚複写＞
		30日以上　60日未満		15,000		
		60日以上　90日未満		20,000		
		90日以上120日未満		25,000		
		120日以上		35,000		
死亡保険金※	会員本人が死亡	疾病による死亡（疾病・事故以外を含む）	65歳未満	100,000	死亡年月日: 20　年　月　日 ※死亡年齢は当該年度の4月1日で算定 受取人・振込先は家族名義になります。 受取人氏名: 続柄:	次の①②各１通が必要　③は不慮の事故等のみ必要 ①死亡日・死因が確認できるもの 例・医師の死亡診断書等 ②会員本人と保険金受取人の関係が確認できる書類 例・戸籍全部事項証明書等 ③不慮の事故、交通事故を確認できるもの 例・交通事故証明書　・その他事故を証する書類等 ※不慮の事故、交通事故の場合は必要 ③全労済提出用「保険金請求書」＜3 枚複写＞
			65歳以上	50,000		
		不慮の事故による死亡		200,000		
		交通事故による死亡		400,000		
障害保険金※	疾病による重度障害（1，2級と3級等）		65歳未満	※全労済の基準により決定	※年齢は当該年度の4月1日で算定 生年月日: 20　年　月　日(算定年齢　歳) 障害等級は、(一社)全国勤労者福祉・共済会の査定で確定する。後日報告する。	次の書類が必要 ・医師の後遺障害診断書　※保険金額は全労済が決定
			65歳以上			
	不慮の事故による　重度障害・後遺障害（1～14級）					次の①②各1通が必要 ① 不慮の事故証明書　② 医師の後遺障害診断書(等級の認定があるもの)
	交通事故による　重度障害・後遺障害（1～14級）					次の①②各1通が必要 ① 交通事故証明書　② 医師の後遺障害診断書(等級の認定があるもの)
住宅災害保険金※	住宅火災等	建物・家財の損害20%未満～ 建物・家財の損害50%以上		※全労済の基準により決定	災害の種別(該当に○印) 火災 ・ 地震 ・ 風水害 ・その他(　㎡)(　坪) 災害発生日: 20　年　月　日 場所:	次の①②③④各１通が必要 ※現地確認する場合があります。 ①災害を証するもの ・罹災証明書　・罹災の事実を客観的に証するもの等 ②被災金額が確認できるもの　・修理業者の見積書等 ③被災状況が確認できるもの　・現場写真等(修理前後) ④損害の箇所、面積等がわかるもの(㎡・坪)　・自宅見取図
	自然災害	建物が床上浸水～ 建物の損害70%以上～				
住宅災害弔慰金※	住宅災害による同居親族の死亡 住宅災害により同居の親族が死亡したとき			30,000	※上記災害で同居親族が死亡した場合 死亡者氏名: 続柄: 死亡年月日:20　年　月　日	次の①②各１通が必要 ①死亡日が確認できるもの　例・死亡届(受理証明書含む)・除票 ②会員と死亡者との関係が確認できるもの 例・戸籍全部事項証明書　等

お振込み先

●助成金の振込先　右記のいずれかに☑ をつけてください。

☐ 登録されている本人口座へ振込む ➡ 右欄記入不要

☐ 登録されている事業所口座(会費引落口座)へ振込む ➡ 右欄記入不要

☐ 新規・変更登録して右記口座へ振込む ➡ 記入

振込先金融機関名	銀行・信用金庫 労働金庫・農協	本店・支店・支所 出張所・営業所
金融機関コード	店番	口座種類　1．普通　2．当座
口座番号	カタカナ 口座名義人	

共済給付金申請書

弔慰金・見舞金・保険金＜事業所からの申請＞

20　　年　　月　　日

・事業所からの申請の場合は、事業所印、証明書類ともに必要

(※ただし弔慰金を除く)

会員番号

事業主確認欄　申請内容に相違ないことを認めます。

フリガナ

会員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

●会員期間中に生じた事由に限ります。原則申請時に会員であることが必要です。但し、見舞金・保険金(※)は、この限りではない。
●※の項目は、証明書等の書類が必要となりますので、関係書類(コピー)を添付してください。
●給付申請期間は、事由の発生した日の翌日から3年以内です。但し、給付項目・金額は事由発生時の規程に基づく給付となります。
●給付申請書は事由をまとめて提出が可能で、事業主様の確認印を必要とします。
※の共済金の請求には別途『保険金請求書(全労済提出用)』が必要です。詳しくはジョイフル中勢へお問合せください。

給付項目			該当欄に○印 ▼	給付金額(円)	内容	証明書等の必要書類（コピー）
弔慰金	配偶者の死亡（内縁を含む） 会員の配偶者が死亡したとき			30,000	死亡者氏名: 続柄: 死亡年月日: 20　年　月　日	不要
	子の死亡 （妊娠７か月以上の死産を含む）			30,000		
	親の死亡　（別居含む） 会員又はその配偶者の実母養母継母が死亡したとき			5,000		
見舞金※	傷病休業 会員が傷病で連続して休業したとき（土日祝含む）	14日以上　30日未満		10,000	傷病名: 休業期間: 20　年　月　日から 20　年　月　日まで 休業日数:　日間 （休日等を含む）	**次の①②③各１通が必要** **①傷病名の確認できる書類** 例･診断書･入院治療計画･全国健康保険協会か健康保険組合へ提出する傷病手当金申請書等 ･妊婦は「母性健康管理指導事項連絡カード」でもよい **②休業日数の確認できる書類** 例･出勤簿等 **③全労済提出用「保険金請求書」＜3 枚複写＞**
		30日以上　60日未満		15,000		
		60日以上　90日未満		20,000		
		90日以上120日未満		25,000		
		120日以上		35,000		
死亡保険金※	会員本人が死亡	疾病による死亡（疾病･事故以外を含む）	65歳未満	100,000	**死亡年月日:** 20　年　月　日 ※死亡年齢は当該年度の4月1日で算定 受取人･振込先は家族名義になります。 **受取人氏名:** **続柄:**	**次の①②各１通が必要**　**③は不慮の事故等のみ必要** **①死亡日･死因が確認できるもの** 例･医師の死亡診断書等 **②会員本人と保険金受取人の関係が確認できる書類** 例･戸籍全部事項証明書等 **③不慮の事故、交通事故を確認できるもの** 例･交通事故証明書　･その他事故を証する書類等 ※不慮の事故、交通事故の場合は必要 **③全労済提出用「保険金請求書」＜3 枚複写＞**
			65歳以上	50,000		
		不慮の事故による死亡		200,000		
		交通事故による死亡		400,000		
障害保険金※	疾病による重度障害（1，2級と3級等）		65歳未満	※全労済の基準により決定	※年齢は当該年度の4月1日で算定 生年月日: 20　年　月　日(算定年齢　歳) 障害等級は、(一社)全国勤労者福祉･共済会の査定で確定する。後日報告する。	**次の書類が必要** ･医師の後遺障害診断書　※保険金額は全労済が決定
			65歳以上			
	不慮の事故による　重度障害･後遺障害（1～14級）					**次の①②各1通が必要** ① 不慮の事故証明書　② 医師の後遺障害診断書(等級の認定があるもの)
	交通事故による　重度障害･後遺障害（1～14級）					**次の①②各1通が必要** ① 交通事故証明書　② 医師の後遺障害診断書(等級の認定があるもの)
住宅災害保険金※	住宅火災等	建物･家財の損害20%未満～		※全労済の基準により決定	災害の種別(該当に○印) 火災 ・ 地震 ・ 風水害 ･その他(　㎡)(　坪) 災害発生日: 20　年　月　日 場所:	**次の①②③④各１通が必要** ※現地確認する場合があります。 ①災害を証するもの ･罹災証明書　･罹災の事実を客観的に証するもの等 ②被災金額が確認できるもの　･修理業者の見積書等 ③被災状況が確認できるもの　･現場写真等(修理前後) ④損害の箇所、面積等がわかるもの(㎡･坪)　･自宅見取図
		建物･家財の損害50%以上				
	自然災害	建物が床上浸水～				
		建物の損害70%以上～				
住宅災害弔慰金※	住宅災害による同居親族の死亡 住宅災害により同居の親族が死亡したとき			30,000	※上記災害で同居親族が死亡した場合 **死亡者氏名:** **続柄:** **死亡年月日:**20　年　月　日	**次の①②各１通が必要** ①死亡日が確認できるもの　例･死亡届(受理証明書含む)･除票 ②会員と死亡者との関係が確認できるもの 例･戸籍全部事項証明書　等

お振込み先

●助成金の振込先　右記のいずれかに☑ をつけてください。

☐ 登録されている本人口座へ振込む ➡右欄記入不要

☐ 登録されている事業所口座(会費引落口座)へ振込む
➡ 右欄記入不要

☐ 新規・変更登録して右記口座へ振込む➡記入

振込先金融機関名	銀行・信用金庫 労働金庫・農協	本店・支店・支所 出張所・営業所
金融機関コード	店番	口座種類　1．普通　2．当座
口座番号	カタカナ 口座名義人	

２０２５．４